

# 三重県生活環境の保全に関する条例について

## ( 土壌及び地下水汚染に関する規制 )

### 【土地の形質変更時の調査等】

- ① 土地の所有者等は、3,000㎡（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地にあつては900㎡）以上の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地の地歴を調査し、過去に特定有害物質（注1）の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等が立地していたかどうかの確認を行い、その結果を記録します。
- ② 地歴調査の結果、当該工場等が立地していた場合は、特定有害物質を製造、使用その他取扱いを行っていた施設ごとに、当該施設に係る特定有害物質について、土壌の調査（注2）及び形質変更を行おうとする土地の境界付近で地下水の調査（注2）を実施し、その結果を記録します。

なお、土壌汚染対策法に規定する方法に準じて土壌調査し、かつ地下水調査を実施する場合は、地歴調査を省略できます。

（注1） 特定有害物質：土壌汚染対策法に規定する下記の26物質（以下同じ）

- 1 カドミウム 2 六価クロム 3 クロロエチレン 4 シマジン 5 シアン 6 チオベンカルブ
- 7 四塩化炭素 8 1,2-ジクロロエタン 9 1,1-ジクロロエチレン 10 1,2-ジクロロエチレン
- 11 1,3-ジクロロプロペン 12 ジクロロメタン 13 水銀 14 セレン 15 テトラクロロエチレン
- 16 チウラム 17 1,1,1-トリクロロエタン 18 1,1,2-トリクロロエタン 19 トリクロロエチレン
- 20 鉛 21 砒素 22 ふっ素 23 ベンゼン 24 ほう素 25 PCB 26 有機りん化合物

（注2） 土壌の調査、地下水の調査：土壌汚染対策法に規定する指定調査機関により実施するものとする（以下同じ）。

### 条例

- 第72条の2** 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地の所有者等」という。）は、当該土地において規則で定める面積以上の土地の切土、盛土、掘削その他の規則で定める行為（以下この項及び次条第2項において「形質変更」という。）を行おうとするときは、当該土地における過去の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。ただし、非常災害時の応急措置として形質変更を行う場合又は知事が別に定める方法により、当該土地の土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査し、その結果を記録した場合は、この限りでない。
- 2** 前項本文の規定による調査の結果、前項の工場等が設置されていたと認めるときは、土地の所有者等は、知事が別に定める方法により、当該土地の土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を記録しなければならない。

### 条例施行規則

- 規則第83条の2** 条例第72条第1項に規定する規則で定める面積は、3平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地（法第3条第1項本文の報告が行われた土地を除く。）にあつては、九百平方メートルとする。
- 規則第83条の3** 条例第72条の2第1項に規定する規則で定める行為は、土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形質を変更する行為（建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものを含む。）とする。
- 規則第83条の4** 条例第72条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 1 特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況
  - 2 土地の利用の状況
  - 3 第1号の工場等の設置がされていたと認められた場合にあっては、当該工場等における特定有害物質の製造、使用その他の取扱いの状況

## 【有害物質使用特定施設における調査等】

- ① 土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設で製造し、使用し又は処理している施設）を設置している工場等（特定工場等）は、当該施設に係る特定有害物質について、1年に1回以上、土壤又は地下水の調査を実施し、その結果を記録します。

なお、3年間継続して汚染が認められない特定有害物質については、3年を超えない期間に1回以上の調査を実施してもさしつかえありません（知事が定める事項）。

また、使用開始後1年未満の有害物質使用特定施設、敷地面積が300㎡以下の工場等の有害物質使用特定施設、及び有害物質使用特定施設を起点に特定有害物質ごとの一般的な地下水汚染到達距離が敷地内で確保できる特定工場等（知事が定める基準）については適用除外とします。

- ② 特定工場等の敷地内で300㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、有害物質使用特定施設に係る有害物質について、当該土地の土壤を調査し、その結果を記録します。

**第72条の3** 土壤汚染対策法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設（以下この項において「有害物質使用特定施設」という。）を設置する工場等の土地の所有者等（以下「特定工場等所有者等」という。）は、知事が別に定める方法により、当該土地の土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の状況について規則で定める回数調査し、その結果を記録しなければならない。ただし、規則で定める有害物質使用特定施設については、この限りでない。

2 特定工場等所有者等は、当該土地において規則で定める面積以上の形質変更を行おうとするときは、知事が別に定める方法により、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を記録しなければならない

### 条例施行規則

**規則第83条の5** 条例第72条の3第1項に規定する規則で定める回数は、1年を超えない期間に1回以上とする。ただし、各年における調査の結果、連続して土壤又は地下水の汚染が認められないときは、知事が別に定める。

**規則第83条の6** 条例第72条の3第1項ただし書に規定する規則で定める有害物質使用特定施設は、次に掲げるものとする。

- 1 使用が開始された日から起算して1年を経過しない有害物質使用特定施設
- 2 敷地面積が3百平方メートル以下である工場等に設置された有害物質使用特定施設
- 3 その他知事が別に定める基準に適合した有害物質使用特定施設

**規則第83条の7** 条例第72条の3第2項に規定する規則で定める面積は、3百平方メートルとする。

## 【土壤又は地下水の特定有害物質による汚染発見時の届出等】

- ① 土地の所有者等は、土壤溶出量基準、土壤含有量基準又は地下水基準を超える特定有害物質による汚染を発見した場合は、速やかに当該汚染の状況及び汚染の拡散を防止するための応急措置について、知事に届け出なければなりません。
- ② 知事は、届出のあった内容について、関係市町長に通知するとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、公表します。

### 条例

**第72条の4** 土地の所有者等は、人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるものとして規則で定める基準を超える土壤又は地下水の特定有害物質による汚染を発見したときは、速やかに当該汚染の拡散を防止するための応急の措置を講ずるとともに、当該汚染の状況及び講じた措置について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定による届出があった場合は、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による届出があった場合は、関係市町長に通知するとともに、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。

### 条例施行規則

**規則第83条の8** 条例第72条の4第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる別表第25から別表第27までのとおりとする。

- 1 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの 別表第25
- 2 土壤に含まれる特定有害物質の量に関するもの 別表第26
- 3 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するもの 別表第27

**規則第83条の9** 条例第72条の4第1項の規定による届出は、土壤・地下水汚染発見に係る届出書（第24号様式の2）により行うものとする。

2 条例第72条の4第2項の規定による公表は知事が必要と認める方法により行うものとする。